

# 令和8年度久米島町学校 ICT 活用支援業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務の目的

学校における教職員のICT活用をサポートするICT支援員等を配置し、授業支援、教員研修、教材作成等の支援を実施することで、久米島町立小中学校に整備したICT環境を効果的に活用して指導する教職員の力を高めるとともに、児童生徒の情報活用能力の育成を支援する。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

令和8年度久米島町学校ICT活用支援事業

### (2) 履行場所

①久米島町立各小中学校8校 ②久米島町教育委員会

### (3) 業務内容

別紙「令和8年度久米島町学校ICT活用支援業務仕様書（案）」のとおりとする。ただし、契約時における仕様書については、選定された受託者の企画提案内容に応じて、久米島町と受託者との協議により決定する。

### (4) 業務履行期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

## 3. 提案上限額

委託費の上限は6,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

## 4. 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

## 5. 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 仕様書に基づく業務の履行が可能であること。
- (2) 沖縄県内に本社又は支社、営業所を有すること。
- (3) 過去5年間に国（公団等を含む。）及び地方公共団体との間に類似業務の契約実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (6) 本募集要項の募集開始の日から参加申込書の提出締切までに、久米島町暴力団排除条例（平成23年条例第17号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置、又は久米島町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成26年策定）の規定による指名除外を受けていないこと。
- (7) 暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。
- (8) 本募集要項の募集開始の日現在において、国税、都道府県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (9) 本事業を運営するにあたって、必要に応じて久米島町と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

## 6. 参加申込の手続等

### (1) 選考スケジュール

公告	令和8年2月13日（金）
質問書の受付	令和8年2月18日（水）午後5時まで
参加申込書の提出	令和8年2月27日（金）午後5時まで
企画提案書等の提出	令和8年3月6日（金）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	令和8年3月11日（水）※予定
企画提案の選定通知	令和8年4月1日（水）

## 7. 応募書類と提出方法

### (1) 質問等の受付

- ア 受付期限 令和8年2月18日（水）午後5時まで（必着）
- イ 提出方法 メール又はFAX
- ウ 回答方法 一括して取りまとめ久米島町ホームページへ掲載する。
- エ 提出書類

#### ① 質問書【様式1】

### (2) 参加申込書の提出

提案書の提出を希望する者は、以下の要領で提出すること。

- ア 受付期間 令和8年2月27日（金）午後5時まで（必着）
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出書類
  - ① 参加申込書【様式2】
  - ② 誓約書【様式3】
  - ③ 会社概要【様式4】
  - ④ 実績書【様式5】
  - ⑤ 会社の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
  - ⑥ 直近事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
  - ⑦ 納税証明書（地方税及び国税、写しでも可）

## 8. プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

- (1) 7で提出された参加申込書をもとに参加資格を満たす者であるか、委託先として適格であるか書面審査を行う。
- (2) 選定された事業者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション審査）の実施日時等を通知する。

## 9. 企画提案書の作成等

### (1) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、所定の様式により提出期限までに持参又は郵送により提出すること。

ア 受付期間 令和8年3月6日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送

ウ 提出書類

① 企画提案書【様式6】

② 企画書

- ・実施方針及び具体的な提案、実施スケジュールを記載すること。
- ・社名表記をし、綴じ方は長辺綴じとする。
- ・原則としてA4版とし、20ページ（10枚）以内とすること。

③ 見積書【様式7】（任意様式可）

- ・各項目の単価と内訳を記載すること。
- ・消費税は10%で計上すること。

### (2) 提出部数

ア 企画提案書【様式6】 1部

イ 企画書【任意様式】 6部 ※正本1部、副本5部

ウ 見積書【様式7号（任意様式可）】 1部

## 10. 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに令和8年度学校ICT活用支援業務選定委員会で評価を行う。

### (1) プレゼンテーションの実施

ア 開催日：令和8年3月11日（水）※予定

イ 審査会場への入場者は2名以内とする。

ウ 実際に携わる担当者が説明し、1業者につき25分の持ち時間（説明15分、質疑10分）で行い、持ち時間の超過を認めない。

エ 審査は非公開で行い、審査結果等に関する問い合わせは受け付けない。

オ 審査結果については公表するが、審査内容及び審査経過については、公表しない。

### (2) 評価項目・評価基準

評価項目	評価基準	配点
基本的な考え方・会	・業務実施に関する基本的な考え方は、事業の目的に即している	10

社概要・実績	<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約相手方として、妥当な経営規模を有しているか。</li> <li>・ICT支援員の配置業務について、自治体との契約を履行してきた実績があるか。</li> </ul>	
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営スタッフの配置や業務管理の体制が適切であるか。</li> <li>・緊急時の対応（事故、欠員、トラブル、緊急時の連絡体制等）が記載されているか。</li> </ul>	10
ICT活用支援に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT機器やネットワーク、ソフトウェアに関して、知識や専門性を有しているか。</li> <li>・教職員のレベルに合わせて、段階的に1人1台端末の活用が促進されるような提案となっているか。</li> <li>・教職員向け校内研修会が、教員のICT活用指導力を高める内容となっているか。</li> <li>・年次更新を円滑に行うことができる提案内容か。</li> </ul>	10
訪問計画に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問の回数や曜日は適切であるか。</li> <li>・本町及び各学校が目指す教育方針を理解し、その運営や活動を支援しようとする意欲と熱意を持つことができ、かつ教育現場における礼儀やマナーなどを遵守できる人材の配置が期待できるか。</li> </ul>	10
サポートデスクに関 すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポートデスクによる対応は、迅速かつ適切であるか。</li> <li>・サポートデスクの開設時間や曜日は、利用しやすい設定か。</li> </ul>	10
統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括責任者は本業務と同種業務の実績を有しているか。</li> <li>・統括責任者は同種業務に関する知識を有しているか。</li> </ul>	10
実現可能性	提案内容、スケジュール、運営体制等から確実な実施が可能であるか。	10
見積金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費上限額以下で、提案事業に対して見積価格は適切なものになっているか。</li> <li>・見積金額に対して、適切な内訳になっているか。</li> </ul>	10
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の情報活用能力や学力向上のため、ICTを効果的に活用する独自の提案はあるか（見積金額内で実施可能な提案内容とする）</li> <li>・その他本業務の品質を高めるための独自の取り組みがあるか。</li> </ul>	10

### (3) 受注候補者の特定

- ア 評価項目及び配点に定める項目ごとに採点を行い、審査委員が採点した点数の平均点（小数第2位を四捨五入）をもって得点とする。
- イ 満点は100点とし、最低基準点を60点とする。
- ウ 最低基準点を超えた者のうちから、最も多い得点の高い者を契約の優先交渉権者とする。
- エ 上記ウにおいて、同点により優先交渉権者とすべき者が2者以上ある場合は、選定委員会で協

議の上、優先交渉権者を選定する。

オ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、優先交渉権者とし契約を行う。ただし、最低基準点を満たさない等、プロポーザルが不成立の場合は、再度公募する。

#### (4) 結果の公表

受注候補者を特定したときは、次に掲げる事項を町ホームページ等に掲載し、公表するものとする。

- ア 委託業務の名称
- イ 委託期間
- ウ 受注候補者を決定した日
- エ 受注候補者の名称及び所在地
- オ 受注候補者とした理由
- カ その他必要な事項

### 1 1. 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、選定委員会を経て町長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見合わせの上、契約を締結するものとします。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本町の協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が提出した見積書の額と同額になるとは限りません。
- (3) 町長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

### 1 2. 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案上限額を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと町長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると町長が認めた場合
- (6) その他、町の指示に違反する場合

### 1 3. 契約準備行為

- (1) 公募は、令和8年度予算の成立を前提とした年度開始前準備行為として行うものであり、予算成立後に効力を生じる事業である。
- (2) 公募は、国庫支出金等に係る予算使用を前提とした年度開始前事前準備行為として行うものであり、交付決定後に効力を生じる事業である。
- (3) 公募に係る令和8年度予算の成立及び(2)の交付決定があった場合は、令和8年4月1日に受注候補者と契約を締結するものとします。ただし、予算が成立しなかった場合や交付決定されなかった場合には本公募に係る契約を行うことはできず、公募参加者が公募に要したすべて

の費用について本町に請求することはできません。

- (4) 公募に係る令和8年度予算が成立しており、(2)の交付決定が遅れる場合は、交付決定日以降の日付で受注候補者と契約を締結するものとします。ただし、交付決定が年度当初から大幅に遅れることで設計額の見直しが必要となった場合は、公募に係る契約を締結できないことがあります。その場合には公募参加者が本公募に要したすべての費用について本町に請求することはできません。

#### 14. その他

- (1) 企画提案に係る費用は、企画提案社の負担とする。
- (2) 応募書類については、返却しないものとする。
- (3) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (4) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- (5) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を持参又は郵送により提出してください。
- (6) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。

#### 15. 問い合わせ先

久米島町教育委員会教育課 担当：前里

住 所：〒901-3121 沖縄県島尻郡久米島町嘉手苺 542 番地

電 話：098-985-2287 F A X：098-996-2254

E-mail：kyoiku@town.kumejima.lg.jp